

公害防止に関する税制上の措置

区分	項目	対象施設等		
国 税 人 税	所得 税 特別償却 及び税額 控除	公 害 防 止 施 設	建 物	騒音防止用設備
			構築物	汚水処理用設備 ばい煙処理用設備
			機械 及 び 装 置	汚水処理用設備 ばい煙処理用設備 窒素酸化物抑制設備 脱臭用設備 振動防止用設備 産業廃棄物処理用設備
			無公害化	イオン交換膜法電解装置
			生産設備	無振動鋳型造形機 溶剤染色加工装置
		地下水くみ上げ規制地域における工業用水道等への転換設備（用水管、貯水槽等）		
		公害の防止に要する費用の負担が大きく、かつ、所得金額の変動が大きい指定事業（金属鉱業、パルプ業等）を営む者が積み立てた公害防止準備金		

(昭和55年4月1日現在)

優遇措置の内容	根拠法令
<p>青色申告書を提出する個人・法人について次の特例を認める。</p> <p>1 特別償却</p> <p>(1) 初年度に取得価額の $\frac{27}{100}$ の特別償却</p> <p>(2) 中小企業者に対する特例</p> <p>中小企業者については、初年度特別償却の適用に代えて、5年間各年18%（普通償却と特別償却の合計額）の均等償却</p> <p>なお、昭和55年度改正により、この特例制度は廃止されたが、昭和55年3月31日以前に取得等をした公害防止用施設を昭和55年4月1日以後においてその事業の用に供した場合には、従前どおりこの制度が適用される。</p> <p>2 産業転換投資税額控除</p> <p>一定の業種を営んでいる個人・法人が昭54. 4. 1から昭56. 3. 31までの間に取得等をし、取得等の日から1年以内に構造不況業種以外の事業の用に供したときは、1の特別償却の適用に代えて、その供用年又は供用年度の所得税又は法人税の額から取得価額の $\frac{1}{8}$ に相当する金額（事業所得に係る所得税又は法人税の額の $\frac{1}{8}$ に相当する金額を限度）の控除</p>	租税特別措置法（以下「租特法」という。）第10条の2、第11条第1項、第42条の4、及び第43条第1項並びに昭55改正租特法附則第7条第3項、第4項及び第17条第3項
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、次の特例を認める。</p> <p>1 特別償却</p> <p>初年度に取得価額の $\frac{20}{100}$ の特別償却</p> <p>2 産業転換投資税額控除（上欄2に同じ。）</p>	租特法第10条の2、第11条第1項、第42条の4、第43条第1項
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほかに初年度に取得価額の $\frac{20}{100}$ の特別償却を認める。</p>	租特法第11条第1項、第43条第1項
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、公害防止準備金として積み立てた金額のうち、次のいずれか低い金額を必要経費に算入することを認める。</p> <p>(1) その事業年度の指定事業に係る収入金額の0.1%（特定の事業については0.2%）</p> <p>(2) その事業年度の所得金額</p>	昭53改正租特法附則第6条第2項及び第15条第7項並びに旧租特法第20条の2及び第56条の8

区分		項目	対象施設等	
国税	所得	特定の減価償却資産の耐用年数	汚水処理用、ばい煙処理用構築物	取 得 時 区 分
				細 目
				種類
				鉄骨鉄筋コンクリート造
				鉄筋コンクリート造
				石造
				れんが造
				コンクリート造
				金属造
法人税	法	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例	公害規制地域におけるばい煙発生施設等、騒音発生施設、汚水排出施設の移転又は廃棄に伴い譲渡される土地等、建物又は構築物（譲渡資産という）を譲渡した場合であって公害規制地域以外の区域において土地等又はその土地等の取得に伴い取得される建物、構築物若しくは機械及び装置（買換資産という）を取得し、取得の日から1年以内に事業の用に供したときの買換資産	機械及び装置（ばい煙処理用にあっては、金属製のもので、機械及び装置と一体と認められる排気管等を含む。）
税		特定の資金に対する負担金の一時損金算入	大蔵大臣が指定する公益法人等に対する公害の発生による損失補てん又は公害発生の防止業務に係る基金に充てるための負担金	
登録免許税		登録免許税の軽減	事業協同組合等が公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第18条第2号及び第3号に定める土地に係る当該組合員等が行う所有権の移転の登記	

優遇措置の内容						根拠法令
昭44.3.31以前に取得したもの			昭44.4.1以後に取得したもの			減価償却資産の耐用年数等に関する省令 第2条第2項 第1号、第2号 同令別表第6、 別表第7 同令附則別表 1、別表2
槽、塔、水路、貯水池	その他(汚水処理用のみ)	高さ70m以上 の煙突(ばい煙 処理用のみ)	槽、塔、水路、貯水池	その他(汚水処理用のみ)	高さ70m以上 の煙突(ばい煙 処理用のみ)	
20年	30年		30年	30年	30年	
20	'30	20年	30	30	30年	
20	30		30	30		
15	20		20	20		
10	15		15	15		
10	15	7	15	15	10	
10(汚水処理用のみ)	15		15(汚水処理用のみ)	15		
7(〃)	9		10(〃)	10		
7(〃)	9		10(〃)	10		
7			7			
法人にあっては、圧縮限度額の範囲内においてその帳簿価額を損金経理により減額し、又は圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法で経理したときは、その減額し、又は経理した額を損金算入する。						特種法第37条、 第37条の4、 第65条の7、 第65条の9
個人にあっては、譲渡資産に係る収入金額が買換資産の取得価額以下であるときは譲渡がなかったものとし、当該収入金額が当該取得価額を超えるときはその超える部分の譲渡があったものとする。						
法人が譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度の翌事業年度の開始の日から1年以内に買換資産を取得する見込みであり、かつ、取得の日から1年以内に事業の用に供する見込みである場合であって、譲渡資産の譲渡の対価のうち買換資産の取得に充てようとする場合に差益割合						特種法第65条の8
$\left(\frac{\text{譲渡資産の対価} - \text{譲渡資産の帳簿価額} - \text{譲渡経費}}{\text{譲渡資産の対価}} \right)$ を乗じて得た額を特別勘定として経理したときは、その額を損金に算入する。						
左の負担金を支出した者について、その支出した金額を一時の損金に算入する。						特種法第28条の2、第66条の12
当初、組合等が譲渡を受けた日以後1年以内に登記を受ける者に限り、その登記に対する登録免許税の税率を1.2%とする(一般の場合は5%)。						特種法第78条の3第2項

区分	項目	対象施設等
固定資産	非課税	<p>石油コンビナート等災害防止法第2条第9号に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する流出油等防止堤で一定のもの</p> <p>(1) 鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理施設</p> <p>(2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場等の污水又は廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>(3) 下水道法第12条第1項又は第12条の10第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で一定のもの</p> <p>(4) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設における窒素酸化物の発生を抑止し、又は著しく減少させるための燃焼改善設備で一定のもの</p> <p>(5) 大気汚染防止法第2条第3項に規定するばい煙処理施設及び同条第5項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの</p> <p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第12条第5項第2号に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの</p> <p>(7) 悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備で一定のもの</p>
方産税	課税標準の特例	<p>租特法第11条第1項の表の第2号及び第43条第1項の表の第2号に掲げる無公害化生産設備等</p> <p>工業用水道事業法等に規定する工業用水道等を事業の用に供するため新設した機械等で一定のもの</p> <p>(1) 大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙の処理用煙突で高さ70m以上のもの</p> <p>(2) 廃プラスチック類の油化処理施設及び铸物廃砂の再生処理施設で一定のもの</p> <p>(3) 驚音防止施設（消音器、しゃ音壜等）で一定のもの</p> <p>(4) 振動防止設備（吊基盤、浮基盤、空気ばね等）で一定のもの</p> <p>石油コンビナート等災害防止法に基づく消防用屋外給水施設、油回収船及び昭和51年4月1日から昭和55年12月31日までに新增設された消防法に基づく防油堤で一定のもの</p>
不動産取得税	非課税	空港周辺整備機構が業務用に取得する不動産で一定のものの取得
	課税標準の特例	(1) 事業協同組合等が公害防止事業団から産業公害を防止するための工場・事業場の共同化に必要な家屋を取得した場合の当該家屋の取得

優遇措置の内容	根拠法令
非課税	地方税法第348条第2項
公共の危害防止のため設置されたもの ((4)は、昭和52年6月18日以後に新設されたものに限る。)は、昭和54年度から昭和56年度までに限り非課税	地方税法本法附則(以下「地方税法附則」という。)第14条
課税年度から3年度分に限りその課税標準を3%に軽減する。	地方税法第349条の3第4項
昭和51年度から昭和56年度までに限りその課税標準を1%に軽減する。	地方税法附則第15条第8項
昭和51年度から昭和56年度までに限りその課税標準を1%に軽減する。	地方税法附則第15条第9項
課税年度から5年度分に限りその課税標準額を1%に軽減する。	地方税法附則第15条第13項
非課税	地方税法第73条の4第1項第19号の2
(1) その課税標準たる価格から次の額を控除する。 価格× <u>譲渡しの対価の額</u> —施設の引渡しを受ける時までに支払うべき額 譲渡しの対価の額 (昭和59年3月31日までの取得については、昭和54年改正前の地方税法第73条の14第5項の規定を適用すれば控除すべきとされる額と上の計算により控除す	地方税法第73条の14第5項 昭和54年改正前の地方税法第73条の14第

区分		項目	対象施設等
地 方 税	不動産取得税	課税標準の特例	(2) 空港周辺整備機構が昭和59年3月31日までに業務の用に供する土地を取得した場合の当該土地の取得
	自動車税	納稅義務の免除	事業協同組合等が公害防止事業団から取得した産業公害を防止するための工場・事業場の共同化に必要な家屋又は工場集団化のために必要な土地等を5年以内にその組合員に譲り渡した場合の事業協同組合等の当該不動産の取得
	軽自動車税	税率の特例	電気自動車
税 收 入 税	自動車取得税	税率の特例	電気自動車の取得
	特別土地保有税	税率の特例	電気を動力とする軽自動車
	特別土地保有税	非課税	(1) 鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理施設の用に供する土地 (2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場等の汚水又は廃液の処理施設で一定のものの用に供する土地 (3) 下水道法第12条第1項又は第12条の10第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のものの用に供する土地 (4) 大気汚染防止法第2条第3項に規定するばい煙処理施設又は同条第5項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のものの用に供する土地

優遇措置の内容	根拠法令
べきとされる額の差額の%に相当する額を上の計算により控除すべきとされる額に加算した額を価格から控除する。 (2) 当該土地の価格の%に相当する額を価格から控除する。	5項 地方税法附則 第11条第10項 及び第12項
納税義務を免除する。	地方税法第73 条の27の5第 1項 大阪府税条例 (以下「条例」 といふ)第42 条の15の5第 1項
昭和51年度分の自動車税から約30%の税率の引上げが行われたが、電気自動車については昭和53年度から昭和55年度までの各年度分の自動車税に限り、昭和51年改正前の税率に据え置く。	地方税法附則 第12条の3、 昭和51年改正 前的地方税法 第147条第1 項及び第4項、 条例附則第9 条
昭和56年3月31日までに電気自動車を取得した場合の税率は、通常の税率から2%を控除した率とする。	地方税法附則 第32条第3項 条例附則第11 条第2項
昭和53年度から昭和55年度までの各年度分、昭和51年改正前の税率に据え置く。	地方税法附則 第30条の2
公共の危害防止のために設置されたものの用に供する土地の保有又は取得について非課税	地方税法第 586条第2項

区分	項目	対象施設等
特別土地保有税	非課税	<p>(5) 工業用水道事業法等に規定する工業用水道等を事業の用に供するため新設した機械等で一定のものの用に供する土地</p> <p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は第12条第5項第2号に規定する産業廃棄物処理施設で一定のものの用に供する土地</p> <p>(7) 悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備で一定のものの用に供する土地</p> <p>(8) 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設において発生する騒音を防止するための施設で一定のものの用に供する土地</p> <p>(9) 振動規制法第2条第1項に規定する特定施設において発生する振動を防止するための施設で一定の用に供する土地</p> <p>(10) 公害防止事業団から譲渡を受けたばい煙処理施設等の用に供する土地</p> <p>(11) 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場に係る同項等の届出をした者が配置する環境施設で一定のものの用に供する土地</p>
地方税	事業所税	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による許可を受けて、又は同項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設</p> <p>(1) 鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設(事業所用家屋内に設置されるものに限る。以下(10)まで同じ。)</p> <p>(2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水若しくは廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>(3) 下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの</p> <p>(4) 大気汚染防止法第2条第3項に規定するばい煙処理施設及び同条第5項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの</p> <p>(5) 工業用水道又は水道を事業の用に供する個人又は法人が工業用水法に規定する許可井戸に代えて工業用水道事業法第2条第3項に規定する工業用水道又は水道法第3条第1項に規定する水道を事業の用に供するため新設した機械その他の設備で一定のもの</p> <p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第12条第5項第2号に規定する産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類の油化処理施設を含む。)で一定のもの</p> <p>(7) 悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備で一定のもの</p> <p>(8) 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設(鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。)において発生する騒音を</p>

優遇措置の内容	根拠法令
公共の危害防止のために設置されたもの用に供する土地の保有又は取得については非課税	地方税法第586条第2項
非課税	地方税法第701条の34第3項
資産割及び新增設に係る事業所税の非課税	地方税法第701条の34第4項

区分		項目	対象施設等
地 方 所	事 業 方 所	非課税	<p>防止するための施設で一定のもの</p> <p>(9) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第9号に規定する廃油処理施設</p> <p>(10) 港湾法第2条第5項第9号に規定する港湾公害防止施設</p> <p>(11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定による許可を受けて行うし尿浄化槽の清掃の事業（当該事業を行う者が同法第7条第1項ただし書きの規定により行うし尿浄化槽に係る汚でいの収集、運搬又は処分の事業を含む。）の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(13) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p>
税 税	課税標準 の特例		公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第18条第2号に規定する施設を新增設の日から5年以内に取得したことにより、新增設したとみなされる施設
			<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定による許可を受けて行うし尿浄化槽の清掃の事業（当該事業を行う者が同法第7条第1項ただし書きの規定により行うし尿浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分の事業を含む。）の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(3) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第8条の2に規定する第1種区域内において同法第9条の3第2項に規定する空港周辺整備計画に従って整備される土地に設置される施設で一定のもの</p>

(注) 1 この表は、公害防止に関する税制上の措置内容の概要をまとめたものである。

2 所得税、法人税についての措置は、住民税、事業税についても適用される。

優遇措置の内容	根拠法令
資産割及び新增設に係る事業所税の非課税	地方税法第701条の34第4項
新增設に係る事業所税の非課税	地方税法第701条の34第8項
従業者割について課税標準を1/2に軽減する。	地方税法第701条の41第1項
新增設に係る事業所税の課税標準を1/2に軽減する。	